住所　東京都足立区関原２丁目28番13号
安桂弘　平成８年４月３日生
住所　岐阜県各務原市那加楽天地町52番地２
鏡根　昭和29年10月23日生
孫京子　昭和33年９月７日生
園未　昭和63年３月10日生
住所　岐阜市金宝町３丁目８番地
将之　昭和59年８月２日生
住所　栃木県宇都宮市中今泉１丁目９番25号
金淳子　昭和43年２月26日生
住所　千葉県市川市富浜２丁目４番３―205号
金一徳　昭和52年10月９日生
住所　名古屋市中村区中村町９丁目16番地
イメルダ・クベロ・ミヤチ　昭和53年９月23日生
カミール・クベロ　平成９年６月20日生
トロイ・クベロ　平成10年11月28日生
住所　名古屋市中区千代田３丁目30番11号
ミシェル・クベロ　平成６年10月29日生
住所　東京都墨田区亀沢４丁目14番16―707号
ガネゴダ・アーラッチゲ・タリンドゥ・ディパール　昭和59年11月２日生
住所　東京都杉並区堀ノ内２丁目１番42号
曹順美　昭和58年７月27日生
住所　東京都大田区千鳥１丁目21番12―204号
楊永洙　昭和60年６月30日生
住所　東京都足立区南花畑５丁目21番７号
金隆哲　昭和61年７月20日生
住所　広島県安芸郡海田町東１丁目３番61―７号
金杏奈　昭和60年３月23日生
住所　広島県安芸郡海田町寺迫２丁目11番52号
金菜朋　昭和62年７月17日生
住所　東京都江戸川区東葛西１丁目26番11号
クロエ・アイヤナ・デュロ・ウメタニ　平成23年11月２日生
住所　京都市南区西九条南田町61番地
金徳行　昭和40年８月20日生
住所　京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光７番地２
姜興祥　昭和22年１月20日生
久保ルミコ　昭和24年11月18日生
住所　京都市右京区西院月双町120番地
金尚子　昭和59年１月１日生
住所　京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町６番地７
金将仁　昭和58年３月17日生

○外務省告示第八十二号

平成二十九年二月二十四日にアディスアベバで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

平成二十九年三月九日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、エチオピア連邦民主共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とエチオピア連邦民主共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　五十五億円（五、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、女性起業家支援計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、エチオピア連邦民主共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、エチオピア連邦民主共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日から二千十九年十二月三十一日までとする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、計画に基づきエチオピア連邦民主共和国政府が参加金融機関を通じて最終借入人に対して行う融資に充てるために使用に供される。

4　エチオピア連邦民主共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してエチオピア連邦民主共和国において課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

5　エチオピア連邦民主共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

6　エチオピア連邦民主共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

7　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をエチオピア連邦民主共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年二月二十四日にアディスアベバで

エチオピア連邦民主共和国駐在

日本国特命全権大使　齋田伸一

エチオピア連邦民主共和国

財務・経済協力担当国務大臣

アドマス・ネベベ閣下

（エチオピア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をエチオピア連邦民主共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年二月二十四日にアディスアベバで

エチオピア連邦民主共和国

財務・経済協力担当国務大臣

アドマス・ネベベ

エチオピア連邦民主共和国駐在

日本国特命全権大使　齋田伸一閣下

○外務省告示第八十三号

平成二十九年二月二十七日にコロンボで、スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億五千万円

3　署名者

日本側　菅沼健一在スリランカ大使

スリランカ側　ラネプラ・ヘーワゲ・サマンタ・サマラトゥンガ財務省次官

平成二十九年三月九日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡市貝町大字田野辺字駒塚一四五二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び市貝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月九日

農林水産大臣　山本　有二